平成２２年（フ）第８７８号
千葉県市原市椎津1022番地５
債務者　前田美知子
1　決定年月日時　平成22年８月17日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年10月18日まで
千葉地方裁判所民事第４部破産再生係

平成２２年（フ）第８８６号
千葉県浦安市高洲２丁目６番５―501号　浦安高洲県営住宅
債務者　石田　　巌
1　決定年月日時　平成22年８月17日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年10月18日まで
千葉地方裁判所民事第４部破産再生係

平成２２年（フ）第８９０号
千葉県習志野市袖ケ浦３丁目７番５―210号
債務者　星　　直人
1　決定年月日時　平成22年８月17日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年10月18日まで
千葉地方裁判所民事第４部破産再生係

平成２２年（フ）第８９３号
千葉市花見川区花見川９番21棟403号
債務者　赤間　譲司
1　決定年月日時　平成22年８月17日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年10月18日まで
千葉地方裁判所民事第４部破産再生係

平成２２年（フ）第８９６号
千葉県船橋市みやぎ台３丁目17番６号森井方
債務者　加藤千代子
1　決定年月日時　平成22年８月17日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年10月18日まで
千葉地方裁判所民事第４部破産再生係

平成２２年（フ）第９０１号
千葉市花見川区朝日ケ丘１丁目33番25号キャッスル伊原215号
債務者　福留　輝彦
1　決定年月日時　平成22年８月17日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年10月18日まで
千葉地方裁判所民事第４部破産再生係

平成２２年（フ）第９０５号
千葉市花見川区花園２丁目11―12　木村ビル301号、住民票上の住所千葉市花見川区花園町2482番地５　藤和シティホームズ新検見川308号
債務者　松山　秀男
1　決定年月日時　平成22年８月17日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年10月18日まで
千葉地方裁判所民事第４部破産再生係

平成２２年（フ）第９０８号
千葉県市原市君塚４丁目14番地２　コーポラスセレクト103号
債務者　山之内　明
1　決定年月日時　平成22年８月17日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年10月18日まで
千葉地方裁判所民事第４部破産再生係

平成２２年（フ）第９３５号
千葉市中央区亀井町１番７号
債務者　山下　征子
1　決定年月日時　平成22年８月17日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年10月18日まで
千葉地方裁判所民事第４部破産再生係

平成２２年（フ）第９３８号
千葉県船橋市西習志野１丁目１番８―201号
債務者　野田　美和（旧姓秋葉）
1　決定年月日時　平成22年８月17日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年10月18日まで
千葉地方裁判所民事第４部破産再生係

平成２２年（フ）第９６４号
千葉県船橋市三山４丁目28番２号
債務者　前田　彌生
1　決定年月日時　平成22年８月17日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年10月18日まで
千葉地方裁判所民事第４部破産再生係

平成２２年（フ）第９９４号
千葉市若葉区都賀２丁目15番８号　サトウハウス205号
債務者　小石　良嗣
1　決定年月日時　平成22年８月17日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年10月18日まで
千葉地方裁判所民事第４部破産再生係

平成２２年（フ）第１００８号
千葉県船橋市栄町１丁目６番５号　マリイベル103号
債務者　三田村仁美（旧姓吉野）
1　決定年月日時　平成22年８月17日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年10月18日まで
千葉地方裁判所民事第４部破産再生係

平成２２年（フ）第３４号
千葉県鴨川市宮山864番地
債務者　尾形　幸喜
1　決定年月日時　平成22年８月17日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年10月18日まで
千葉地方裁判所館山支部

平成２２年（フ）第４０号
千葉県鴨川市西町1350番地７
債務者　長谷川桃枝
1　決定年月日時　平成22年８月17日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年10月18日まで
千葉地方裁判所館山支部

平成２２年（フ）第２９１号
金沢市千木１丁目166番地、従前の住所石川県能美市松が岡５丁目133番地４
債務者　柳瀬　義成
1　決定年月日時　平成22年８月17日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年10月18日まで
金沢地方裁判所

平成２２年（フ）第３１２号
石川県かほく市横山ノ23番地３、従前の住所石川県かほく市宇気ツ５番地28
債務者　南　　達也
1　決定年月日時　平成22年８月17日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年10月18日まで
金沢地方裁判所